

利用者宅の訪問時における駐車について

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課





駐車料金の請求について



Q

利用者宅への訪問の際に有料駐車場を利用した場合、駐車料金を利用者から徴収できますか。

A

駐車料金は交通費に含まれます。事業所が定める通常の事業の実施地域内の交通費は介護報酬に包括されており、利用者から交通費を徴収することはできません。したがって、交通費を徴収することができるのは、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービス提供をする場合に限られます。

ただし、居宅療養管理指導の提供に要する交通費のみ、通常の事業の実施地域内であっても利用者の実費負担とすることができます。



契約書等で定めた上で事前に利用者の同意を得ることをもって交通費の徴収をしている事業者が散見されますが、通常の事業の実施地域において交通費を徴収することは運営基準違反になります（居宅療養管理指導除く）。

駐車料金を利用者から請求できる場合として…

訪問介護 運営に関する基準より抜粋

第20条(利用料等の受領)

3 指定訪問介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

【解釈通知より抜粋】

同条第3項は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

※訪問介護の基準を抜粋しましたが、他の訪問系サービスも同様の規定がありますので、適宜ご確認ください。

【参考】介護報酬の主な論点と基本的考え方

平成10年10月26日

医療保険福祉審議会介護給付費部会

[略]

C 在宅サービスにおける介護報酬の論点

1 訪問介護・訪問看護等における主な論点

【交通費の取扱い】

・ 現在、訪問に要する交通費は、訪問看護では、利用者に実費負担を求めているのに対し、訪問介護では、利用者に負担を求めておらず、医療系サービスと福祉系サービスで取扱いが異なっており、介護保険の下では、同一の支給限度額の枠内での選択となるため、取扱いを統一することが求められる。

・ 日常的に提供されるこれらの訪問系サービスの利用に不可欠な交通費については、報酬設定上、費用として評価することが適当である。

・ しかし、通常のサービス提供地域や送迎地域になっていない地域の利用者が、自らの希望により遠方の事業者のサービスを利用する場合には、利用者に送迎や訪問の費用負担を求めることとしてもよいと考えられる。

[略]

11 居宅療養管理指導に係る主な論点

【交通費の取扱い】

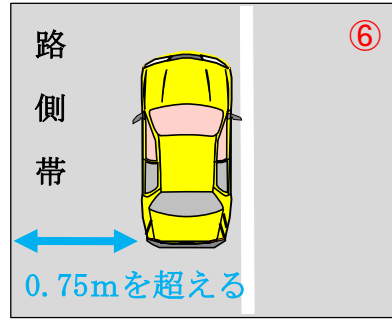
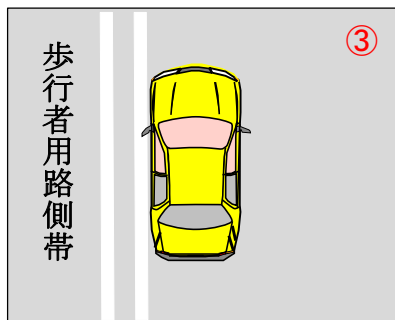
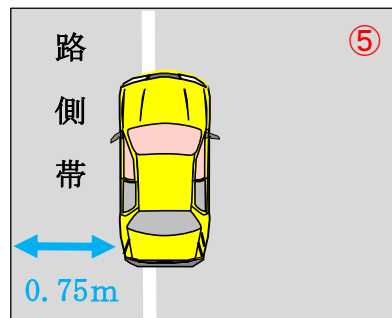
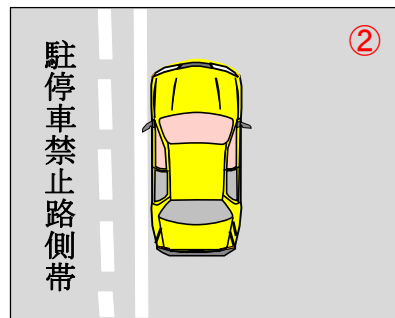
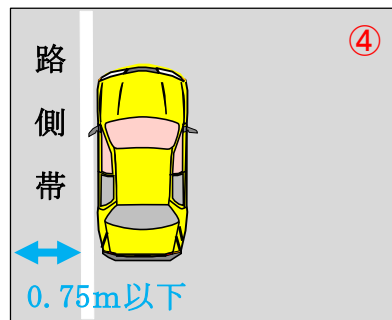
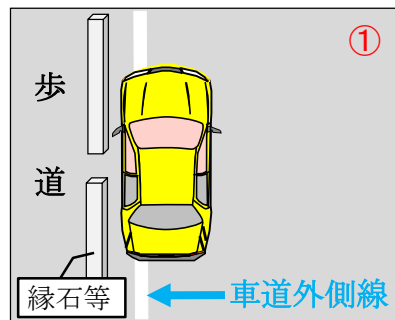
・ 居宅療養管理指導については、訪問介護、訪問看護等の訪問通所系サービスと支給限度額が一体で管理されることはないので、診療報酬との均衡を考えれば、交通費は、利用者の実費負担とすることが適当と考えられる。

訪問先や訪問先の近くに駐車場がなく、困った場合の対応として路上駐車を検討されるかと思います。

そこで次のスライドでは路上駐車時の適正な駐車方法や駐車許可証について、説明いたします。

（埼玉県警察本部交通規制課より資料提供を受けました。）





適正な駐車方法 (道路交通法第47条第2項及び第3項)

- 歩車道の区別のある道路では車道の左側端に沿って駐車しなければなりません (①)。
- 駐停車禁止路側帯及び歩行者用路側帯に入って駐車することはできません。
路側帯の左側端に沿って駐車します (②、③)。
- 0.75m以下の路側帯に入って駐車することはできません。
路側帯の左側端に沿って駐車します (④)。
- 0.75mを超える路側帯に入って駐車するときは、左側に0.75mの余地をとって路側帯と平行に駐車し (⑤)、車両の全部が入った場合においてもその左側に0.75mをこえる余地をとることができる場合は車両の右側を路側帯に沿わせて駐車します (⑥)



別記様式第7の2（第6条関係）

駐車許可申請書		年 月 日
警察署長 殿		
住所（所在地）		
申請者 氏名（名称）		
電話		
番号欄に表示されている番号		
許可を受けようとする日 時 期 間		
許可を受けようとする 場 所		
許可を受けようとする 理 由		
第 号		
駐 車 許 可 証		
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。		
条 件		
年 月 日		
警 察 署 長 印		

備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

放置駐車違反をしないために ～駐車許可制度～

《駐車許可証》

公共交通機関の利用では目的を達成することが著しく困難で、目的地周辺に駐車場がないなどの一定の条件を満たした場合に、日時、場所が指定された警察署長による駐車許可証の交付を受けることができます。（左図「駐車許可申請書」参照）

この許可は**駐車禁止**の交通規制が実施された場所にのみ有効なものとなります。

● 駐車許可証の交付を受けていても駐車できない場所

- (1) 駐停車禁止の交通規制が実施されている場所
- (2) 法定の駐停車禁止場所（横断歩道の前後5m以内 など）
- (3) 法定の駐車禁止場所（出入口から3m以内 など）

例 駐車禁止の交通規制が実施された道路に駐車したが、道路の余地が3.5m以内となってしまった。

⇒道路の余地が3.5m以内は(3)に該当するため駐車できません。

【注意】

駐車許可証はあくまで必要に応じて一時的に駐車を認めるものです。

近隣の理解や指定された場所が止められないなど、状況に応じて駐車できない場合もございますのでご配慮いただきますようお願いいたします。

駐車場所、駐車方法に関してご不明な点は許可証を交付した警察署へお問い合わせください。

まとめ

- ・利用者に駐車料金の請求ができる場合もある
(通常の実施地域外への訪問等、限定的)。
- ・駐車は適正な方法を確認の上、駐車すること。
- ・駐車許可証の交付を受けることができる。
(駐車許可証の交付を受けても駐車できない場所がある)

駐車方法に関する情報は以下に掲載しています。

 <https://www.police.pref.saitama.lg.jp/kotsu/chusha/index.html>

埼玉県警察ホームページ > 交通安全 > 放置駐車違反

最後に、本市では以下の事業を実施しています。
ぜひご利用を検討してください。

介護事業者向け駐車場シェアリング試行事業

自宅で生活する高齢者等に対し介護サービスを提供する者が訪問時において登録された駐車場の空きスペースを活用することで、円滑にサービスを提供できるようにすることを目的としています。

試行段階のため、現時点で利用できる駐車場は「さいたま市南区辻8丁目付近」のみです

👉 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/010/p097353.html>

さいたま市ホームページ＞介護事業者向け駐車場シェアリング試行事業